

刻む会

8

No.

93. 11. 15

長生炭鉱の「水非常」を
歴史に刻む会

(代表 山口 武信)

宇部市常盤一一一九(陣内)
0836-1211-8003

私たちの会の目的のひとつに、当時の資料の収集・記録があります。

犠牲者の遺族の皆さんが高齢になられていることを思うと、できる限り早い時期に証言等収集する必要にせまられています。

その手掛かりとして今回犠牲者のご家族六八名にたいして次のようなお手紙(アンケート)を出しました。回答は現在二五通かえっています。翻訳等のお世話をいただき、そのうちの二〇通を今回の会報にのせることができました。

来年のご遺族を招いての慰靈祭の件もありますが、証言収集についても精力的に頑張りたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願ひします。

事務局を手助けして下さる方を求めています。

* * * * * アンケート内容 * * * * *

その後いかがお過ごしでございましょうか。私達はあの一九四二年二月三日に起こった水没事故を忘れないで、日本の歴史の中にしっかりと刻んでおきたいと願つて運動を続けています。つきましては、下記のアンケートにお答えいただきたく、ここにお願いする次第であります。

一、このアンケートに答えてくださるあなたのお名前を書いて下さい。

あなたの氏名、犠牲者の氏名、あなたと犠牲者との続柄

二、犠牲者を中心にして、当時のご家族の構成とその方々が住んでおられた場所を書いて下さい。

家族名、犠牲者との続柄、住んでいた場所

三、事故当時(一九四二年二月)あなたは、どこで、何をしておられましたか、具体的に書いて下さい。

(例えば○○学校、××年生)

- ①長生炭鉱の社宅にて
 - ②長生炭鉱の飯場にて
 - ③宇部市内の
 - ④日本の
 - ⑤韓国の
 - ⑥まだ生まれていなかつた。
 - ⑦その他
- で で をしていた



四、あなたは、事故のあといつ頃どこに引っ越されましたか。

法も具体的に書いて下さい。

②受け取っていない。

③その他

①しばらく長生炭鉱社宅にいた。

②まもなく、日本国内に転居した（誰を頼って、どこに転

居されたのか具体的に書いて下さい。）

③まもなく、韓国に帰った（誰を頼って、どこに帰られた

か具体的に書いて下さい。）

五、あなたは水没事故を、誰から、どのような方法で知らされましたか。

九、事故の後、犠牲者の遺品を受けとられたかどうかご存じですか。

①受け取った・受け取った経緯と遺品の種類を具体的に

書いて下さい。

②受け取っていない。

六、あなたは長生炭鉱の時代（一九四二年頃）から今日までどこで何をしながら暮らしてこられましたか。具体的に書いてくださいませんか。

一〇、長生炭鉱の犠牲者がどうして長生炭鉱まで行つたか聞いておられたら書いて下さい。

一一、長生炭鉱の犠牲者がどうして長生炭鉱で働くようになつたかご存じでしたらなるべく詳しく書いて下さい。

七、水没事故のあと、会社から補償がありましたか。補償について今までに聽いたことがあれば書いて下さい。

①補償は全くなかった。

②補償は受けたことがある。

その金額は　円　　で　　が受け取つた。

③その他

八、事故のあと、犠牲者の貯金または国債などを受け取つたようになりますか。

①受け取つた・何を受け取られましたか。受け取つた方

一三、あなたは、長生炭鉱で働いていた人で、現在も健在な方をご存じでしたら、その方の住所、氏名、電話番号を教えて下さい。

①知らない。

②知っている　名前、住所、電話番号

一四、今後、長生炭鉱の跡地を訪問される予定がありますか。

- ①ある・・いつ頃を希望されますか
- ②ない

一五、あなた様の現在のお気持ちやご希望、また私たち「刻む会」に対するご要望など、何でもご自由に書いて下さい。

ご回答くださいて誠にありがとうございました。皆様の貴重な意見を今後の私たちの運動を推進していく上で参考にし、有効に用いさせていただきます。
以上

◆①記入者（孫ヤンス） 犠牲者（孫ヨンハク） 関係（父子）

二、妻と子4人、長生炭鉱の社宅

三、長生炭鉱の社宅に住んで、小学校に通っていたが学校名は覚えていない。

四、事故後はしばらく社宅におつたが大阪に引っ越した。

五、水没事故は学校の修業中に聞いた。

六、大阪から三重県松坂市に引っ越し、また長野県に引っ越し長野から韓国へ移住して農事している。

七、補償を受けたことはない。

八、もらっていない。

九、遺品ももらっていない。

一二、炭鉱で作業班として海の中で働いていた。

一四、訪問する予定はない。

一五、父の犠牲が歴史に正しく知られることを願う。

◆②記入者（朴鍾吉） 犺牲者（朴源奎） 関係（叔父）

二、独身（犺牲者の親と兄弟は韓国にいた）

三、事故当時記入者は韓国に、犺牲者は長生炭鉱の寮の住んでいた。

五、水没事故消息は解放後日本から戻って来た元伯根氏から聞いた。

六、韓国で農業に従事

七、補償はぜんぜんなかつた。

八、事故後犺牲者の貯金と国債はもらっていない。

九、遺品ももらっていない。

一〇、当時の日本巡査が連行した後の詳細なことはわかりません。

一一、わかりません。

一二、詳細なことはわかりません。

三四、事故現場の訪問予定はある。（来年追慕日に）

一五、真実を明白にすると補償。

一六、わかりません。

一七、詳細なことはわかりません。

◆③記入者（朴奉圭） 犺牲者（金元出） 関係（弟）

二、犺牲者は独身

三、韓国

五、日本からの連絡で

六、農業

七、わかりません。

八、もらっていない。

九、もらっていない。

一〇、わかりません。

一一、わかりません。

一二、聞いたことがない。

一三、知りません。

一四、訪問の予定はない。

一五、正当な補償と遺骨の発掘。

◆④記入者（李命甲） 犠牲者（李鐘鳳） 関係（叔父）

二、叔父の死亡により叔母は再婚しました。

三、祖母と親とともに韓国で住んでいた（当時一〇才）

五、祖母と親から聞いた。

六、農業

七、補償はせんぜんなかつた。

八、もらつていな。

九、遺品ももらつていな。

一〇、知らない。

一一、?

一二、海の中で石炭を掘り出す作業で海水が流れこんできたの

で非常に危なかつた。しかし一旦入つたら監視が厳しくて

出ることはできなかつた。

一三、知らない。

一四、訪問予定はある。（いつでもいい）

一五、補償と慰靈祭

◆⑤記入者（李元宰） 犠牲者（李康臣） 関係（父子）

二、家族 金順伊（妻）、李康宰（子）、李宰順（娘）、李勇宰（子）

◆⑥記入者（孫大外） 犠牲者（金相鳳） 関係（妻）

二、孫大外（妻）

三、韓国で農事をして住みました。

四、結婚後子女もなし夫が強制連行で日本へいった後一九六〇

年までひとりで住んだが、六〇年以後甥の家で共に住んでいます。

居住地 長生炭鉱社宅

三、長生炭鉱社宅に住んでいました。

四、事故2カ月後宇部市西宇部上中野へ引っ越す。

五、水没事故はとなりの人が口頭で聞くと私の眼で現場を見ました。

六、事故から今まで、まず社宅から西宇部上中野へ、次は京都で、次は山口県大津郡油谷町大津で、次は京都市で今に。

七、補償はせんぜんもらつてない。ただ家族引っ越す費用として当時の金で三〇円受領であつたと思います。

八、もらつてない。

九、遺品ももらつてない。

一〇、強制連行

一一、?

一二、作業現場は地獄状態だと聞きました。

一三、知りません。

一四、ある。

一五、まず慰靈碑を建てる事が何より望みであり、毎年追慕祭を実施。

五、日本から連絡があつて
七、補償はせんせんなかつた。
八、もらつてない。

一〇、強制徴用で。

一一、強制連行後なぜ長生炭鉱で働いたのかわかりません。
一二、連絡がせんせんできなかつたから作業内容と作業状態は
わかりません。

一三、知りません。

一四、来年追慕式の時（都合がよければ）

一五、今までの恨みの生活を言うことはできません。十分な補
償と慰靈祭、次後遺骨と遺品を韓国安置。

◆⑦記入者（孫鳳秀）犠牲者（孫長平）関係（孫子）

二、家族 金順南（妻）、孫珍甲（子）

五、父（犠牲者の子）から聞いた。

七、補償はせんせんなかつた。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、徴用で行きました。

一一、わかりません。

一二、坑内はいつも不安、作業中には海から船の音が聞こえた

と聞いた。

一四、毎年全家族で訪問する予定

一五、長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会会員みなさまに感
謝します。重苦しく犠牲された犠牲者の貧しい子孫のために補
償を願います。

謝します。事故真相を徹底調査、犠牲者の靈魂のために慰
靈祭、遺族の補償。

◆⑧記入者（南東旭）犠牲者（南浩徳）関係（父子）
二、家族 南선진（父）、朴경진（母）、朴정교（妻）、南東旭（子）
居住地 韓國慶北盈徳郡蒼水面美谷一洞一〇五

三、韓国に住んでいました。（事故当时二才）

四、祖父母と母と共に出生以後ここで住んでいます。

五、よくわかりませんが日本から死亡通知がきたと聞きました。

六、父が長生炭鉱で死んだ後、祖父母と母と貧苦な生活をしました。小学校卒業後今まで農事中。私は父の顔も知りません。

七、補償はもらつたのかわかりません。

八、当時赤ん坊なので具体的な内容はわかりません。

九、”

一〇、強制徴用で行つたと聞きました。

一一、わかりません。

一二、炭鉱が海の中になつた事といつも危険の中で働いたと聞
いた。

一三、知っています。

一〇、徴用で行きました。

一一、わかりません。

一二、坑内はいつも不安、作業中には海から船の音が聞こえた

と聞いた。

一四、都合がよければ訪問したいです。（経済的な問題）

一五、長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会みなさまに感謝し
ます。重苦しく犠牲された犠牲者の貧しい子孫のために補
償を願います。

◆⑨記入者(洪性淳) 憲牲者(洪상하 サンハ) 関係(父子)

一、家族 吳鳳伊(妻)、洪性淳(子)、洪金河(娘)、

洪貞順(娘)、洪貞全(子)

居住地 長生炭鉱舍宅

三、字都市西岐波小学校五年

四、しばらくは炭鉱舍宅にあつたが解放後韓国へ

五、学校で授業中に聞いて現場で直に目撃した。

六、韓國で農業に携わっている。

七、ぜんぜんなかった。

八、もらつてない。

九、遺品はない。

一〇、強制徴用によつて行つた。

一一、強制徴用された後炭鉱主が強制的に採用した。

一二、切り場の約二里まで入つて働いたが犠牲者が多かつたの

でいつも不安を抱きながら働いた。

一三、知つている。

名前(李秀)、電話〇五七八一八三一〇〇八七

住所 韓國慶北軍威郡古老面石山洞

一四、訪問した。

一五、犠牲者の靈魂のため祠を建ててもらいたい。重苦しく犠

牲された犠牲者の貧しい子女のため補償を要望。

◆⑩記入者(金永基) 憲牲者(金七星) 関係(父子)

一、独身(独身で死んだ後私が戸籍に養子で入籍)

三、當時赤ちゃんでした。

五、日本から通知があつて。

六、農業

七、もらつてない。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、強制連行

一一、わかりません。

一二、聞いたことがない。

一三、知りません。

一四、訪問したいです。

一五、ありがとうございます。

◆⑪記入者(尹大豆 ヤンダウ) 憲牲者(尹斗門 カヌムン) 関係叔父

二、崔良伊(妻)、居住地 慶南大田郡大田邑

三、韓國慶南大田邑住んだ

七、補償はぜんぜんなかった。

八、もらつてない。

九、遺品ももらつてない。

一〇、強制連行で行つた。

一四、来年二月二日追慕式の時、現場を訪問したい。

一五、遺骨を探し出して故郷にまつりたい。長生炭鉱の事故現

場に追慕碑を建てて。

◆(12)記入者(朴正宇(ハクジョンスル)) 機性者(父(ハタツ)) 関係叔父

二、自身で長生炭鉱の寮に住んだ(犠牲者の親と兄弟は韓国)

三、事故当時私は6才

五、祖父から聞いた。

七、補償はせんぜんなかつたと聞いた。

八、もらつていな。

九、もらつていな。

一〇、お金のために日本へ一人で行きました。

一一、お金のために。(詳細なことはわかりません)

一二、詳細なことはわかりません。

一三、知っていますが住所はわかりません。

一四、訪問する予定。

一五、遺骨の韓国安置と補償、それと慰靈祭。

◆(13)記入者(朴鉢寅) 犠牲者(朴三) 関係(父子)

二、鄭武今(妻)、朴鉢寅(子)、朴道寅(子)

居住地 宇部市西岐波村一四六五番地

三、長生炭鉱社宅で住んで、学校は西岐波小学校2年に在学中。

四、終戦後母と弟と韓国帰国、故郷にもどってきました。

五、母から聞いた。

六、事故後しばらく社宅から宇部に引っ越す。終戦後帰国、今

の住所に住んでいます。

七、補償はもらいました。当時のお金で三円、母がもらつた。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、詳細なことはわかりません。

一一、海の中で働いた。

一三、知りません。

一四、都合がよければ訪問したい。

一五、長生炭鉱の水没事故を日本歴史に刻む事と正当な補償。

一六、詳細なことはわかりません。

一七、(金鎮晃) 機性者(金東煥) 関係(父子)

二、李泰熙(妻) 金鎮晃(子)

居住地 韓國慶北威郡山城面三山里

三、母と共に上同の居住地に住んでいました。

四、当時私は一才でした。

五、事故後一〇年頃、小学校4年生の時に母から聞いた。

六、母も小学校五年のとき死んで孤児で生きてきました。

七、補償はせんぜんなかつた。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、強制徵用です。

一一、一つの面内で一〇名以上が強制連行された。

一二、直接聞いたことはない。

一三、知りません。

一四、毎年二月一日の追慕祭どき。

一五、海の中にいる遺骨を発掘後、韓国に安置すること。
遺族に対する補償。

貴会の代表と遺族たちと韓国で会うこと。

◆(15)記入者（金東岩） 犠牲者（金元達） 関係（父子）

二、金学性（父）、尹月梅（母）、金末連（妻）、金東岩（子）

金順台（子）

崔点童（長男五才）、崔建二（次男二才）

居住地 長生炭鉱舎宅

三、長生炭鉱舎宅に住んでいました。（当時五才）

三、犠牲者は一人で長生炭鉱の寮で住んで、記入者は韓国の故郷で住んでいました。事故当時記入者は四才、

五、面事務所から祖父が聞いて、記入者は祖父から聞きました。

六、四才のとき父が死んだ後、一二才のとき韓国動乱で祖父母も死んでしました。しかし、貧しいながら今まで生きました。

七、もらつてない。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、詳細なことはわかりません。

一一、長生炭鉱で働いたから一五日後事故があった。一回日本から手紙がきました。内容はたいへん危険な場所なので脱出して帰国すると書いていました。

一二、捨てました。

一三、知りません。

一四、一回訪問した。

一五、強制連行、強制労働された犠牲者のために慰靈碑を建てる事と補償を願う。

◆(16)記入者（崔点童） 犠牲者（崔仁用） 関係（父子）

二、田連順（妻二十五才）、崔德順（長女九才）、

二、崔浩（妻）、崔弘林（子）

居住地 韓国慶南高城郡

四二四番地

五、しばらく韓国に帰国し、母の故郷（全北）で今まで住みます。六、母が路上で野菜を売つて生活をしました。母は今も市場で野菜店をしています。

七、母がお金をもらいましたが、補償ではなく引っ越す費用だった。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、当時韓国に住んでいた日本人の紹介で日本に行きました。

一一、？

一二、長生炭鉱の切り場で働いた。当時坑道の中に水が入つてきたから大変危険だったと父から聞いたことがあります。

一三、知りません。

一四、水没現場に行きたい。（都合がよければ行つてもいい）

一五、どんな補償でも遺族たちの心の深い傷處を治療はできません。しかし、水没事故を歴史に刻んで日本が二度とふたたびこんな不幸な事故を起こさないように。

三、父は一人で長生炭鉱の寮に住んで、母と私は韓国慶南へ住んでいました。

四、生後今まで本籍地に住んでいます。

五、日本から死亡通知が来て。

六、本籍地で農業。

七、ぜんぜんもらつてない。

八、わかりません。

九、わかりません。

一〇、わかりません。

一一、わかりません。

一二、わかりません。

一三、知りません。

一四、あります。（都合がよければいつでも）

一五、補償と遺骨回収

◆⑯記入者（崔泰雄 チュ・テ・ソン）犠牲者（崔ヤン）関係（父子）

二、손(孙)이(母)、崔泰雄(子)

居住地 父は長生炭鉱の寮に。

祖母と私は韓国慶北永川

三、事故当時二才

四、祖母と共に暮らしお

五、日本に住んでいた韓国人から手紙で。

六、故郷で他人の農事をした。（生活が貧しくて小学校も卒業できなかつた。）

七、補償はぜんぜんなかつた。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、強制徵用だつた。

一一、わかりません。

一二、わかりません。

一三、知りません。

一四、都合がよければ。

一五、犠牲者の慰靈碑と補償金。

◆⑰記入者（白允鉉）犠牲者（白漢欽）関係（兄弟）
二、白亨吉(父)、徐昌吉(母)、金昌烈(妻)、白允鉉(弟)

居住地 韓国慶南固城郡永縣面大法里一〇七

三、小学校5年在学中（韓国）

五、日本から連絡があつた。

六、農業

七、わかりません。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、当時、国の募集で。

一一、わかりません。

一二、切り場で働いたと聞きました。

一三、知りません。

一四、行きたい。

一五、犠牲者の靈魂のために祠を建てて追慕祭をしたい。
遺族のために補償を。

◆◎記入者（金有復）犠牲者（金정신）関係（父子）

二、朴せど（妻）、金有復（子・当時胎中）

居住地 韓国慶州郡陽北面（犠牲者は一人で長生炭鉱の寮）

三、記入者は母の胎中にいました。

四、祖父母と慶州に住んでいた。

五、日本から死亡通知書が来て。

六、韓国に居住。

七、せんせんなかつた。

八、もらつてない。

九、もらつてない。

一〇、都合がよければ行きたい。

一一、正當な補償と慰靈祭。

外登法改正を訴える

全国キャラバンを迎える集会△△

外国人登録法の抜本改正を訴えて全国を回るキャラバン隊（全国キリスト教連絡協議会主催）を迎えて、一〇月六日宇部市「サンライフ宇部」で私たちの団体もよびかけとなつて市民集会をもち、約五〇人が集まりました。

集会ではスライドを上映した後趣旨の説明があり、現在学生の李さんが自己史を交えながら、指紋押なつに対する怒り等を話してくれました。この問題は日本人こそが解決の先頭にたたなければなりません。「刻む会」の活動を通して差別に対する感性と行動内容をさらに豊かなものにしたいのです。

(1993.10.7)朝日新聞

外国人登録法の抜本改正を求めて、日本各地を回っている外登法問題を取り組む全国キリスト教連絡協議会（外連）が開催、「在日外国人と共に生き、共に生かし合う社会」をキヤッチフレーズに真の共生社会実現を訴えた。

法問題に対する日本人の意

外国人登録法の抜本改正を求める外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外連）が開催、「在日外国人と共に生き、共に生かし合う社会」をキヤッチフレーズに真の共生社会実現を訴えた。

法問題に対する日本人の意

この全国キャラバンは、このような外登法問題に関連した全国キャラバンは初めての試み。

外登法の抜本改正については、(1)外登法問題はまだ

解決していない(2)差別を助長する署名登録制度(3)家族登録制度――の三点を取り上げている。今回の改正

で「永住者・特別永住者の指紋押なつは免除された」もの、それ以外の外国人は依然として指紋押なつ制

度が強制される。加えて、外国人登録証の常時携帯

提示義務はそのままになつていて、このため「指紋押なつ制度の全廃、外登証常時携帯制度の撤廃」を求めている。また、新しい義務となつた(2)(3)についても、拒否者に対する過重な罰則規定などの撤廃を求めてい

る。

キャラバン隊は、七日には広島入り。十一月まで日本を北上して巡回。同三日から五日は、東京・日本力トリック会館で国際シンボジウムを開催し、法務省と交渉する。